

処方箋についてお知らせ（令和6年10月1日～）

●後発医薬品のある先発医薬品の処方について
令和6年10月1日から患者さんが後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品を選択した場合に、その差額の4分の1を患者さんに自己負担していただくことになりました。

①対象となる処方

- ・外来での処方



②対象から除外されるケース

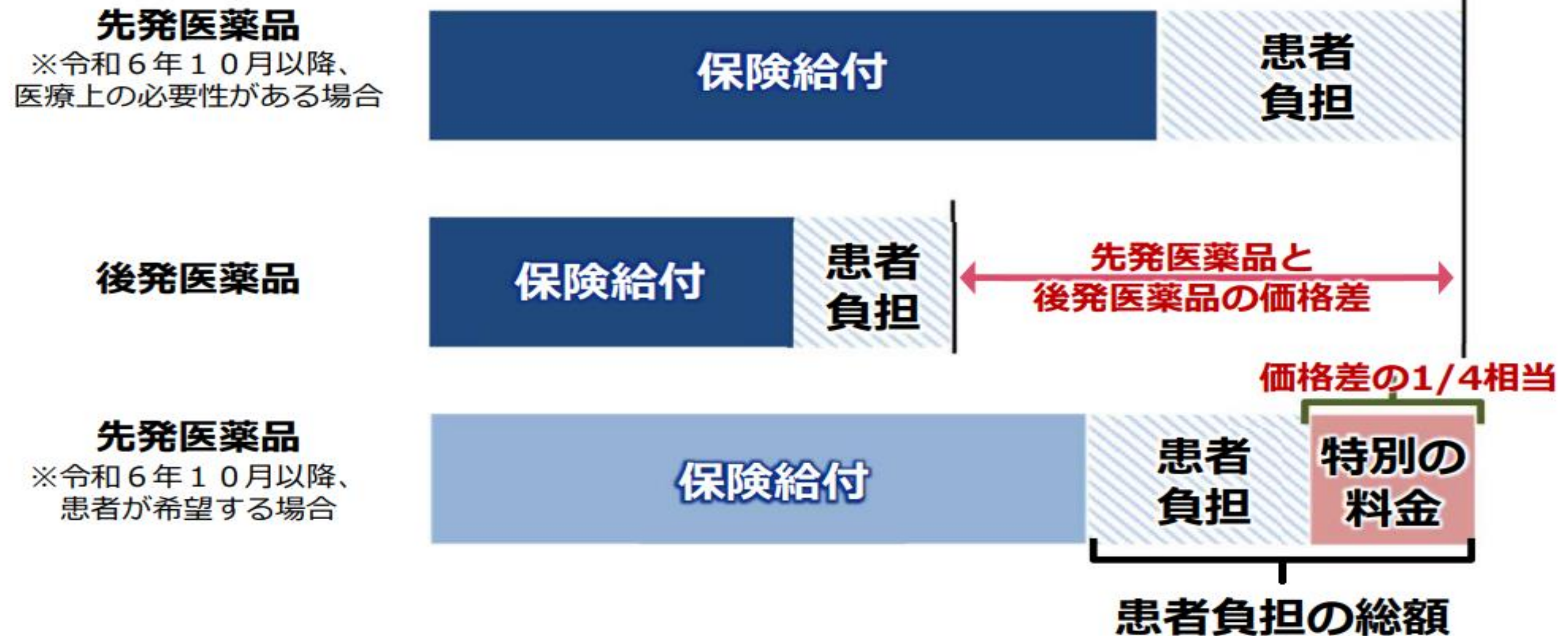
- ・医師が医療上の必要性があると判断した場合
- ・在庫状況等により提供が困難な場合
- ・バイオ医薬品

ご不明な点がございましたら職員へお声がけください。

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

詳しくはこちら（厚労省HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html